

第15 避難器具
1 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）							
周 围 の 状 況	設 置 場 所	目視により確認する。	ア 設置後の模様替え等により、個室、倉庫等に変更され、接近しにくくなっていないこと。 イ 設置されている室の出入口は、施錠されていないこと。 ウ 接近を妨げるもの等が置かれていないこと。 エ 格納場所の付近に物品等が置かれており、当該器具の所在が分かりにくくなっていないこと。 オ 格納場所が変更されて、所定の設置場所から著しく離れていないこと。 カ 使用方法の確認、操作等が安全にかつ円滑に行うことができる明るさが確保されていること。							
	操 作 面 積 等	目視により確認する。	ア 器具に応じた操作面積（第15－１表）が確保されていること。 イ 操作面積内に軽量で移動容易なものを除き、操作上支障となる障害物が置かれていないこと。 ウ 格納箱の上に操作に支障となるような物品等が置かれていないこと。 ※ 操作面積の大きさが第15－１表によらない場合は、設計図書を参照するか又は設置時の状態と同じ状態であるかどうかによって判定する。 第15－１表 操作面積 <table><tr><th>避難器具の種類</th><th>操 作 面 積</th></tr><tr><td>避難はしご緩降機救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの） す べ り 棒 避 難 ロ ー プ</td><td>0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）かつ一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの ↑0.6m以上 0.5㎡以上 ←0.6m以上→ </td></tr><tr><td>救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）</td><td>幅1.5m以上、奥行1.5m以上（器具の設置部分を含む。）。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の面積は2.25㎡以上とする。 ↑1.5m以上 器具 2.25㎡以上 ←1.5m以上→ </td></tr><tr><td>す べ り 台 避 難 橋 避難用タラップ</td><td>当該器具を使用するのに必要な広さ</td></tr></table>	避難器具の種類	操 作 面 積	避難はしご緩降機救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの） す べ り 棒 避 難 ロ ー プ	0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）かつ一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの ↑0.6m以上 0.5㎡以上 ←0.6m以上→	救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	幅1.5m以上、奥行1.5m以上（器具の設置部分を含む。）。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の面積は2.25㎡以上とする。 ↑1.5m以上 器具 2.25㎡以上 ←1.5m以上→	す べ り 台 避 難 橋 避難用タラップ
避難器具の種類	操 作 面 積									
避難はしご緩降機救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの） す べ り 棒 避 難 ロ ー プ	0.5㎡以上（当該器具の水平投影面積を除く。）かつ一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの ↑0.6m以上 0.5㎡以上 ←0.6m以上→									
救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	幅1.5m以上、奥行1.5m以上（器具の設置部分を含む。）。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の面積は2.25㎡以上とする。 ↑1.5m以上 器具 2.25㎡以上 ←1.5m以上→									
す べ り 台 避 難 橋 避難用タラップ	当該器具を使用するのに必要な広さ									

開口部
(器具が取り付けられるものに限る。)

目視により確認する。

ア 開口部に避難の障害となるものが取り付け、又は置かれていないこと。

イ ストッパー、戸車等が錆ついてなく、開口部が容易に開閉できること。

ウ 扉、蓋を開けた場合のストッパーは確実にかかり、振動、衝撃等ではずれないこと。

エ 床から開口部下端までの高さは120cm以下であること。

オ 避難上支障のおそれのある高さの開口部には、適正な固定式又は半固定式の踏台等があること。

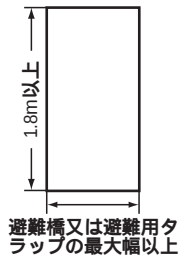
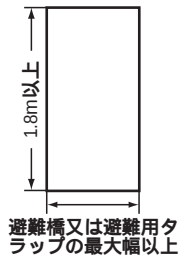
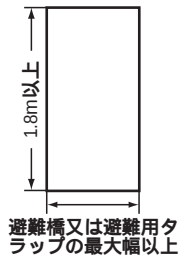
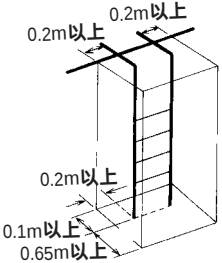
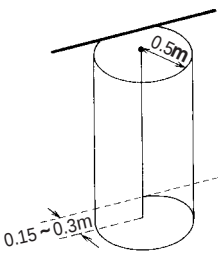
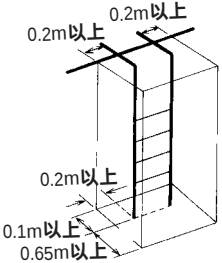
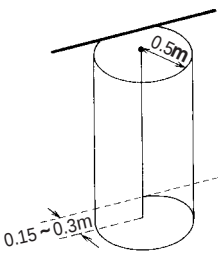
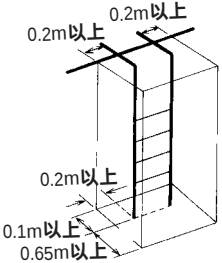
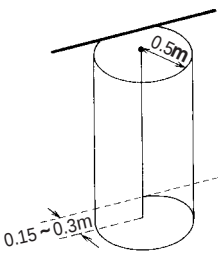
カ 踏台等は使用不能の状態となっていないこと。

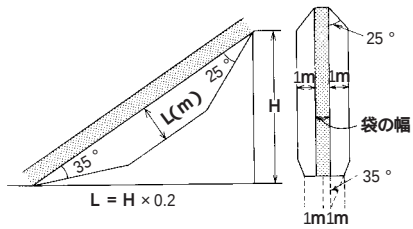
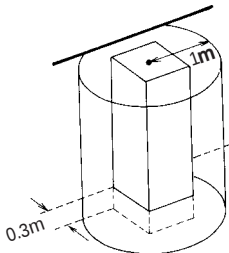
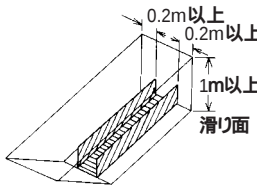
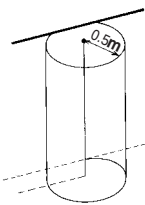
キ 開口部は器具に応じた大きさ（第15－2表）であること。

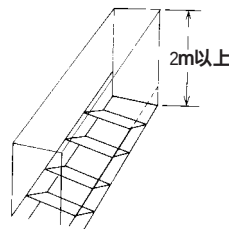
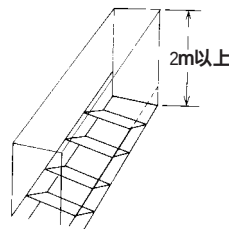
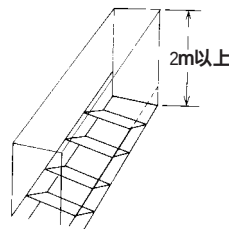
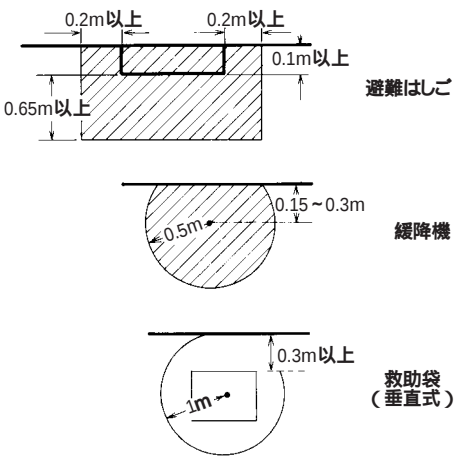
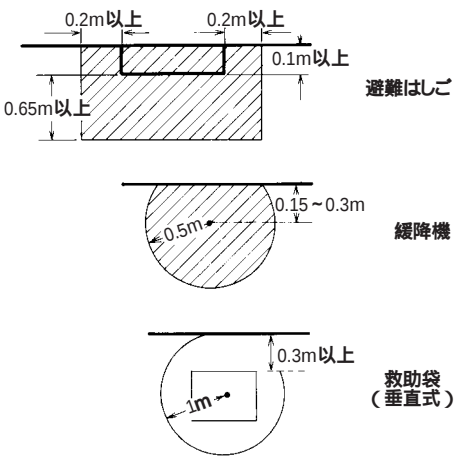
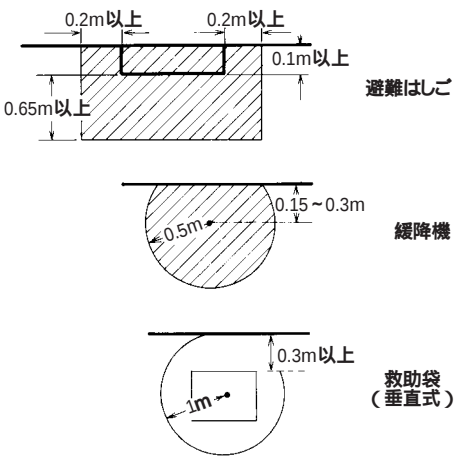
※ 開口部の大きさが第15－2表によらない場合は、設計図書を参照するか又は設置時の状態と同じ状態であるかどうかによって判定する。

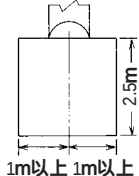
第15－2表 開口部の大きさ

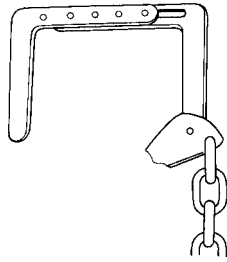
避難器具の種類	取 付 部 の 開 口 部 の 大 き さ ※
避難はしご（避難器具用ハッチに格納したものを除く。） 緩降機 すべり棒 避難ロープ	○取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合 高さ 0.8m以上 幅 0.5m以上 又は 高さ 1 m以上 幅 0.45m以上 0.8m以上 0.5m以上 又は 1m以上 0.45m以上 ○取付部の開口部を床面の部分に設ける場合 直径0.5m以上の円が内接できるものであること。
救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）	高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。 0.6m以上 0.6m以上
すべり台	高さ 0.8m以上 幅 すべり台の滑り面部分の最大幅以上 0.8m以上 滑り台の最大幅以上

		<table><tr><td>避難橋 避難用タラップ</td><td>高さ 1.8m以上 幅 避難橋又は避難用タラップ最大 幅以上</td><td></td></tr></table>	避難橋 避難用タラップ	高さ 1.8m以上 幅 避難橋又は避難用タラップ最大 幅以上				
避難橋 避難用タラップ	高さ 1.8m以上 幅 避難橋又は避難用タラップ最大 幅以上							
※ 避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。								
降下空間	目視により確認する。	ア 降下空間は、器具に応じた大きさ（第15－3表）であること。 イ 看板等の新設や樹木の成長等で障害となっていないこと。 ウ 電線がある場合は、降下空間から120cm以上の間隔を有していること。ただし、当該架空電線部分に絶縁措置が講じられていて安全と認められる場合は、この限りでない。 ※ 降下空間の大きさが第15－3表によらない場合及び多人数用緩降機の場合は、設計図書を参照するか又は設置時の状態と同じ状態であるかどうかによって判定する。 第15－3表 降下空間 <table><tr><th>避難器具の種類</th><th>降下空間</th></tr><tr><td>避難用はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</td><td>縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さんの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲 </td></tr><tr><td>緩降機</td><td>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。 ※ 降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては器具相互の中心を0.5mまで近接させることができる。 </td></tr></table>	避難器具の種類	降下空間	避難用はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さんの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲 	緩降機	器具を中心とした半径0.5mの円柱形の包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。 ※ 降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては器具相互の中心を0.5mまで近接させることができる。 
避難器具の種類	降下空間							
避難用はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)	縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さんの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲 							
緩降機	器具を中心とした半径0.5mの円柱形の包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。 ※ 降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては器具相互の中心を0.5mまで近接させることができる。 							

救 助 袋 (斜 降 式)	救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあつては25°、下部にあつては35°の右図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m））以上とする。 
救 助 袋 (垂 直 式)	救助袋の中心から半径1mの円形柱の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあっては0.3m））以上とする。 ※ 降下空間及び避難空地を他の垂直式救助袋と共用する場合にあっては器具相互の外面を1mまで接近させることができる。 
す べ り 台	すべり台の滑り面から上方に1m以上及び滑り面の両端から外方向に0.2m以上の範囲内 
す べ り 棒 避 難 ロ ー プ	器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあっては、壁面に沿って降下する場合の側面側に対しては、この限りでない。 

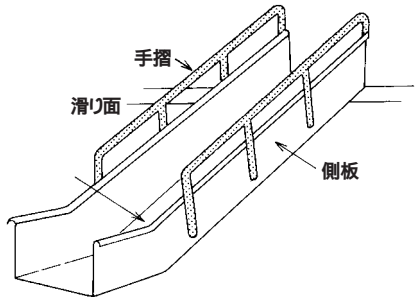
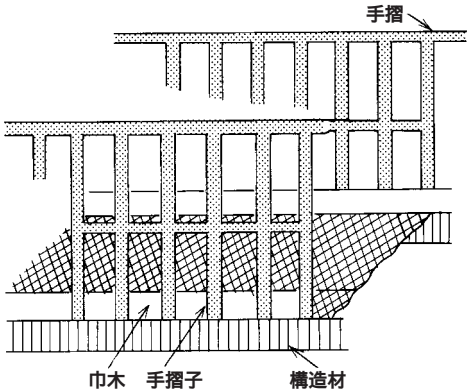
		<table><tr><td>避難橋 避難用タラップ</td><td>避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2 m以上及び当該器具の最大幅以上 </td></tr><tr><td>避難はしご （避難器具用ハッチに格納したもの） 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）</td><td>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</td></tr></table>	避難橋 避難用タラップ	避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2 m以上及び当該器具の最大幅以上 	避難はしご （避難器具用ハッチに格納したもの） 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲
避難橋 避難用タラップ	避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2 m以上及び当該器具の最大幅以上 					
避難はしご （避難器具用ハッチに格納したもの） 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）	ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲					
避難空地	目視により確認する。	ア 避難空地は、器具に応じた大きさ（第15－4表）であること。 イ 避難空地に障害物がないこと。 ウ 避難器具に応じた幅員以上の避難上有効な通路で広場、道路等に通じていること。 ※ 避難空地の大きさが第15－4表によらない場合及び多人数用緩降機の場合は、設計図書を参照するか又は設置時の状態と同じ状態であるかどうかによって判定する。 第15－4表 避難空地 <table><tr><th>避難器具の種類</th><th>避難空地</th></tr><tr><td>避難はしご 緩降機 救助袋（垂直式） 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）</td><td> 降下空間の水平投影面積以上の面積  避難はしご 緩降機 救助袋（垂直式） </td></tr></table>	避難器具の種類	避難空地	避難はしご 緩降機 救助袋（垂直式） 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）	降下空間の水平投影面積以上の面積  避難はしご 緩降機 救助袋（垂直式）
避難器具の種類	避難空地					
避難はしご 緩降機 救助袋（垂直式） 救助袋（避難器具用ハッチに格納したもの）	降下空間の水平投影面積以上の面積  避難はしご 緩降機 救助袋（垂直式）					

			救 助 袋 (斜 降 式) 展張した袋本体の下端から前方2.5m 及び当 該救助袋の中心線から左右それぞれ1 m 以上 の幅 
--	--	--	---

器具 本体	避難はしご	縦棒		目視及び操作により確認する。	ア 変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ チェーン、溶接箇所割れ、損傷がなく、ワイヤロープ、繊維製ロープにほつれ、糸切れがないこと。
		横さん			ア 変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ 踏み面の滑り止めは、磨耗、はがれ等がなく、適正であること。
		突起			変形、損傷、錆、腐食等がなく、所定の長さであること。
		結合部等			ア 接合部のかしめや割りピンに、変形、損傷、割れ、腐食等がないこと。 イ ボルト・ナットに緩み止めの措置が施されており、繊維製ロープと横さん結合部は堅固で緩みがないこと。 ウ 本体との接合部は、堅固で緩みがないこと。
		可動部	外形		変形、損傷、錆、腐食等がないこと。
			機能		ア 回転部、折りたたみ部、伸縮部の作動が円滑であること。 イ 固定収納式にあっては、止め金の作動が円滑であること。
	つり下げ金具	目視及び操作により確認する。			
		ア 各部に変形、損傷、錆、著しい腐食等がなく、チェーンはねじれ、接合部の損傷等がないこと。 イ 固定部材に確実に取り付けられているか、又は容易に取り付けられる状態にあること。  なすかん  自在金具			
		第15ー1図 つり下げ金具の例			
緩降機	調速器	外形	目視及び操作により確認する。	ア ビス、ナット、リベット等に変形、損傷、腐食、緩み、脱落等がなく、封印部に異常がないこと。 イ 著しい打痕その他の損傷、著しい錆等がないこと。 ウ 注油を禁じているものにあつては、注油の痕跡がないこと。 エ 油圧式の場合は、油漏れがないこと。	
		機能		調速器を固定し、ロープを手動で往復走行させ、作動状況に異常がないこと。 ア ロープが円滑に走行すること。 イ 適度の抵抗感があり、不安定な抵抗感でないこと。 ※(ア) 目視により異常のあるものは、作動事項で必ずしも異常を感じなくとも、内部に異常を発生させる原因を有しているものとする。 (イ) 不安定な抵抗感のあるものは、性能及び強度上欠陥があるものとする。	

第15－1図 つり下げ金具の例

				例(1) 例(2) 例(3) 第15－2図 緩降機の例
	調 速 器 の 連 結 部	目視及び操作により確認する。	ア 変形、著しい損傷、腐食、錆等がないこと。 イ 作動部は円滑に作動すること。 ウ 安全環、止め金具に異常がないこと。	
	ロ ー プ	目視により確認する。	ア 損傷、腐食、著しい糸切れや磨耗、吸湿等による老化、錆等がないこと。 イ ロープの長さは、使用状態において設置場所に応じた長さであること。 ※ 所定の長さに適合していないものは、当該器具が所定の階数（位置）から移動されていないかを確認すること。	
	着 用 具	目視及び操作により確認する。	ア 変形、著しい損傷、腐食、著しい磨耗及び老化の原因となる薬品、油、錆、かび、その他強度を減少させるものが付着していないこと。 イ 各部品の作動が円滑であること。 ウ 最大使用者数に応じた着用具の数がロープの末端に緊結されていること。	
	ロープと着用具の緊結部	目視により確認する。	ア 緊結金具は、著しい損傷、腐食、緩み、錆等により強度上に異常のないこと。 イ 堅固に結合されていること。 ウ 分解した痕跡のないこと。	
す べ り 台	底 板 及 び 側 板	目視及び操作により確認する。	ア 底板及び側板の表面は、平滑で段差、隙間等がなく、変形、損傷、錆、腐食等がないこと。ただし、ローラー式の滑降面は、滑降に支障のない隙間を有していること。 イ 半固定式のもので下端を持ち上げておく部分の止め金等は、簡単な操作ではずすことができ、振動、衝撃等によって容易にはずれず、変形、損傷、錆、腐食等がないこと。	

				
		すべり面の勾配		滑り面の勾配（らせん状のものは滑り面の幅の中心線の勾配）は、およそ25～35度であること。
		手すり		表面が平滑であり、著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。
	すべり棒		目視により確認する。	ア すべり棒の器具本体は均一な円柱で表面が平滑であり、著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ 上部及び下部は棒が離脱及び回転しないよう堅固に固定されており、著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。
避難ロープ	ロープ本体	目視及び操作により確認する。		変形、損傷、ほつれ、腐食、著しい磨耗、著しい吸湿等がないこと。
	結合部			結合部及び結び目が緊結されていること。
	つり下げ金具			著しい変形、損傷、錆、腐食等がなく、取付具に確実に取り付けられていること。
避難橋	床板、手すり等	目視及び操作により確認する。		ア 各部に著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ 安全上十分なかり長さを有していること。 ウ 床板に隙間がなく、滑り止めの措置を講じてあること。また、勾配を有する床面の滑り止めに著しい磨耗等がないこと。 エ 床板と手すりの中間部に転落防止の措置を講じてあること。 

			結 合 部
	可動部	外 形	
		機 能	

ア 展張部材と入口金具の結び目に緩み、損傷等がないこと。

イ 取手は損傷及び著しい摩耗がないこと。

ウ 下部出口と保護マットの結合は強固で、縫い糸切れがないこと。

変形、損傷、腐食等がないこと。

回転部、折りたたみ部、伸縮部の作動が円滑であること。

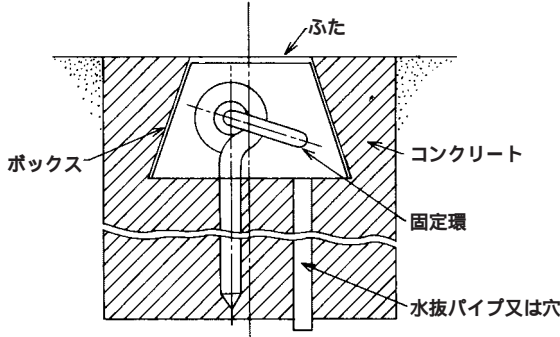
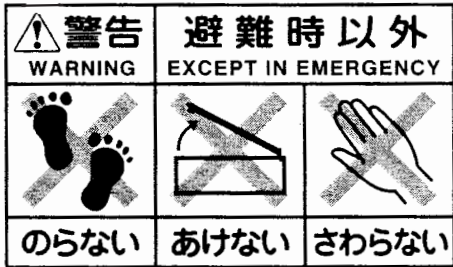
第15－6 図 斜降式救助袋（角型）

（らせん式のすべり台状の通路を設けたもの）

第15－7 図 垂直式救助袋

第15－8 図 ハッチ用垂直式救助袋

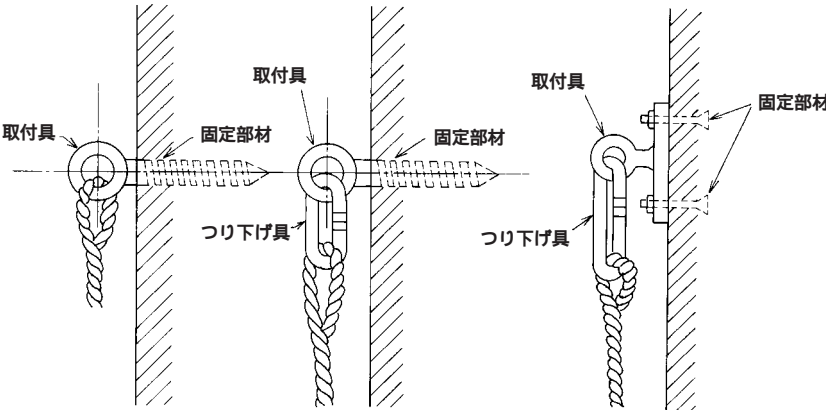
取付具及び支持部	取付具	目視、操作及びトルクレンチ等により確認する。	ア 著しい変形、損傷、錆、腐食、ねじれ、曲がり等がないこと。 イ 固定部材等に堅固に取り付けられ、ボルト、ナットの緩み又は脱落等がないこと。 ウ ナットの締め付けトルクは、第15－6表に適合する締め付けトルク値であること。 第15－6表 アンカーネジの締付強度 <table><tr><th>アンカーネジの呼び</th><th>締付強度（トルク値）N・cm</th></tr><tr><td>M10×1.5</td><td>1,500～2,500</td></tr><tr><td>M12×1.75</td><td>3,000～4,500</td></tr><tr><td>M16×2</td><td>6,000～8,500</td></tr></table> ※ トルクレンチを用いて測定したときのゲージの目盛りを読んで、それぞれ使用アンカーにより表と対照すること。	アンカーネジの呼び	締付強度（トルク値）N・cm	M10×1.5	1,500～2,500	M12×1.75	3,000～4,500	M16×2	6,000～8,500
アンカーネジの呼び	締付強度（トルク値）N・cm										
M10×1.5	1,500～2,500										
M12×1.75	3,000～4,500										
M16×2	6,000～8,500										
	可動部	目視及び操作により確認する。	ア 取付具等の回転部分が円滑であること。 イ 取付具の結合部に著しいガタつき及び過大な横方向の遊びがないこと。 ウ 入口金具を電動等により作動させるものにあつては、作動が正常であること。								
	支持部	目視、操作及びトルクレンチ等により確認する。	ア 支持部は堅固で緩みがなく、著しい変形、損傷、錆、腐食等がないこと。 イ ボルト・ナットの緩み又は脱落がないこと。 ※ ナットの締め付けトルク値は、第15－6表に適合する締め付けトルク値であること。 ウ 固定ベースは、き裂等の破損が生じていないこと。 エ 斜降式救助袋下部支持装置の滑車の巻締めロープ等に損傷、腐食等がなく、滑車の回転が円滑であること。 第15－9図 巻締めロープの例								
固定環（斜降式の救助袋に限る。）		目視及び操作により確認する。	ア 保護蓋の上に土砂のたい積等がないこと。 イ 保護蓋は、著しい腐食、破損及び変形がなく、容易に開放できること。 ウ 保護蓋は紛失しないような措置が講じられていること。 エ 保護蓋の階数標示は汚れ、摩耗等により判別しにくい状態になっていないこと。								

					
				第15－10図 固定環（具）の例	
	ハッチ	上	蓋	目視及び操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、錆等がなく、雨水等の浸入防止及び漏らない処置が適正であること。 イ 開閉操作が容易にできること。
		下	蓋	目視及び操作により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、錆等がなく、排水措置が適正であること。 イ 開閉操作が容易にできること。
		使用方法の表示		目視により確認する。	使用方法及び警告ラベルが適正にされていること。 
格納状況	格納	箱		目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、錆、雨水の浸入等がなく、蓋等が容易に開閉できること。 イ 所定の位置に置いてあること。 ウ 器具本体の腐食等を防止する措置が適正に講じられていること。
	格納状況				ア 器具本体に適合した格納箱等に、使用に支障のないよう整理されて格納してあること。 イ 取付具は、使用時に支障のないように収納してあること。

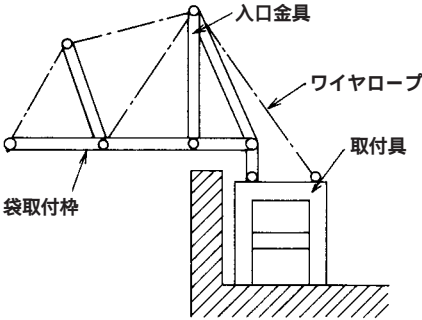
2 総合点検

- (1) 点検終了後、使用時に支障がないよう元の状態に復しておくこと。
- (2) 総合点検は、機器点検の内容が完全に行った後に実施するもので、避難器具を使用状態にしてその機能が適正であるかどうか確認する。

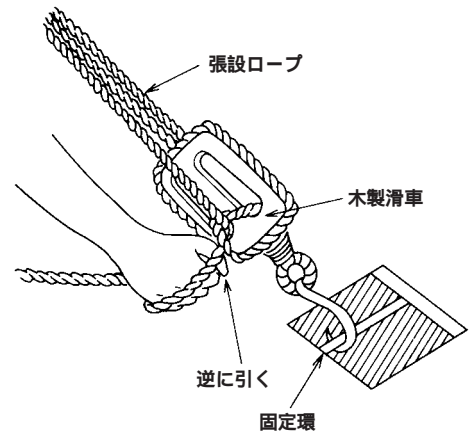
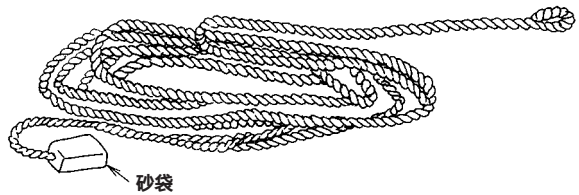
点 検 項 目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判 定 方 法（留意事項は※で示す。）
避 難 は し ご	器 具 の 取 付 け 等	目視及び操作により確認する。 ア つり下げ式のものは、はしごの全長が円滑に伸長し、突子が壁側に向いており壁と横さんとの間隔は10cm以上を有し、縦棒は垂直に、横さんは水平となっており、最下部横さんから降着面等までの高さが50cm以下であること。 イ 固定収納式のものは、収納された縦棒が円滑に展開し、下端は堅固な地面等に接しており、縦棒は垂直に、横さんは水平となっていること。
	降 下	降下に支障がなく、つり下げ式のものは、壁と横さんとの間隔は10cm以上を有し、固定収納式のものは、使用の際に縦棒及び横さんが著しく動揺しないこと。
	格 納	ア つり下げ式のものは、各部に変形がなく円滑に元の状態に復することができること。 イ 固定収納式のものは、各部に変形がなく、円滑に収納され、止め金が確実にかかること。
緩 降 機	器 具 の 取 付 け 等	ア 緩降機の連結部（フック等）の安全環の止め金具を締め、取付具に完全に取り付けられていること。 イ ロープを展開した際、もつれ等がなくつり下がり、長い方の着用具が降着面からプラスマイナス0.5mの範囲となっていること。
	降 下	ア 降下距離及び降下時間を計測して降下速度を算出し、規定の降下速度の範囲内であること。 ※ 平均的な降下速度は毎秒80cm～100cm、降下最高速度は毎秒150cm以内であること。 イ 降下後、機器点検を実施し器具本体、取付具等に異常が発生していないこと。 ※ 調速器の構造によっては、発熱が認められるものがあるが、異常を生じたものではない。
	格 納	各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。 ※ ロープの巻取りに際しては、ロープにねじれをつけないようにリール自体を回転

			させてロープを巻き取ること。
す べ り 台	器 具 の 取 付 け 等	目視及び操作により確認する。	ア 半固定式のものの下部は円滑に展開し、固定部との接続箇所及び着地点は滑降に支障のある段差、障害物等がないこと。 イ 滑面に著しい亀裂、穴等がないこと。
	降 下	目視及び器具の使用により確認する。	ア 滑降は円滑で、かつ、着地に危険のない滑降速度であること。 イ 滑降時において各部に動揺がなく、変形、損傷、緩み等を生じないこと。
	格 納	目視及び操作により確認する。	ア 使用に支障のないよう適正に格納ができること。 イ 各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
す べ り 棒	器 具 の 取 付 け 等	目視及び操作により確認する。	棒に著しい亀裂、棒及び上部並びに下部の固定部に、著しい変形、損傷、緩み等がないこと。
	降 下	目視及び器具の使用により確認する。	ア 降下が円滑であること。 イ 着地部分に着地の衝撃を和らげる砂等が適量であること。
	格 納	目視及び操作により確認する。	使用部への出入口の扉等の開閉が正常であること。
避 難 ロ ー プ	器 具 の 取 付 け 等	目視及び操作により確認する。	ア ロープが円滑に伸長し、下端は着地面上50cm以下であること。 イ つり下げ具及び取付具に異常がなく、ロープに著しい損傷、ほつれ、糸切れ等がないこと。  第15－12図 取付具及び支持部の例
	降 下	目視及び器具の使用により確認する。	足がかり等の脱落、緩み等がなく、安全に降下できること。
	格 納	目視及び操作により確認する。	ア 使用に支障のないよう適正に格納ができること。 イ 各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
避 難 橋	器 具 の 取 付 け 等	目視及び操作により確認する。	ア 各部にたわみ、著しい変形、損傷等がなく、かかり長さに変化がないこと。 イ 移動式のものは、十分なかかり長さを有するように架橋され、固定部又は支持部との接続箇所は避難に支障がないこと。

	降	下	目視及び器具の使用により確認する。	橋の踏み面に変形等がなく、安全に渡れること。
	格	納	目視及び操作により確認する。	ア 使用に支障のないよう適正に格納できること。 イ 各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
	避難用タラップ	器具の取付け等	目視及び操作により確認する。	半固定式のものは、円滑に架設され、固定部との接続箇所は降下に支障がなく、動揺がないこと。
	降	下	目視及び器具の使用により確認する。	ア 本体各部及び支持部に、著しい変形、損傷等がないこと。 イ 手すりは、踏板等に堅固に固定されており、動揺がないこと。
	格	納	目視及び操作により確認する。	ア 使用に支障のないよう適正に格納ができること。 イ 各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
	救助袋 (斜降式救助袋)	器具の取付け等	次により確認する。 (1) 上部点検者の手順 ① 格納箱を取りはずす。 ② 袋本体を固定してあるバンドを解く。 ③ 誘導綱の結束を解き砂袋等の錘りを投下し、その後地上点検等の合図をまって、袋本体を降下させる。 ※ 袋本体は先端をくり出せば残りは自重により自動的に降下するので、手や衣服を巻きこまれないように注意すること。 ④ 袋本体が降下し終わったら入口金具を引き起こす。 (2) 地上点検者の手順 ① 誘導綱を受けとる。 ② 袋本体が窓や庇等の障害物に引っかからないように誘導綱を引き袋本体を降下させる。 ※ 誘導綱が下部支持装置の先端に取り付けてあるものについては取りはずすこと。 ③ 固定環（具）の蓋ははずす。 a 下部支持装置の張設ロープの先端のフックを固定環に引っ掛け張設ロープの末端を滑車間のロープの中を通し、袋本体の下部出口が地上より50cm以下になるよう十分に引き、張設ロープを逆に引っ張ってこのロープを滑車間のロープの間に入れて固定する。 ※(a) 左右を間違えて固定しないこと。 (b) 左右を均一に張ること。 b 更にロープに結びをかけて安全に	ア 格納箱のおさまり具合及びローラーの作動は円滑であること。 イ 誘導綱は袋本体又は下部支持装置に確実に取り付けられていること。 ウ 袋を展開したとき、展開部材は入口金具との結合部において著しく伸びていないこと。 エ 袋本体の用布と展開部材との結合部は破損及び著しい摩耗がないこと。 オ 袋本体と入口金具との結合部は破損及び糸切れがないこと。 カ 入口金具の引きこしは容易であること。 キ 袋を展開したとき、袋は降下に支障のあるよじれ、片だるみ等の変形がないこと。 ク 袋を展開したとき、下部出口は無荷重の状態で地盤面等より50cm以下であること。 ※(ア) 袋本体に荷重がかかったとき、力の作用が不均等とならないこと。 (イ) 下部出口に乗ってゆすったとき下部出口が地盤面等に接触するようであれば張設ロープを更に引っ張り接触しないよう修正すること。



第15－13図 取付具及び入口金具の例

		固定できたかを確認する。	 第15-14図 固定方法の例  第15-15図 誘導綱
降 下		次により確認する。 (1) 降下の際して降下者は地上点検者に合図をしてから降下する。 (2) 降下者はステップに足をかけ袋取付枠に足から入り、姿勢を整えて降下する。 (3) 降下姿勢は使用方法に従い降下する。 ※① 降下時の初速が速いほど、降下速度が速く危険であるから反動をつけての降下は絶対にしないこと。 ② 点検を確実、かつ、詳細に行うため点検者を上部（降下口）と地上（脱出口）にそれぞれ1名以上配置するよう配慮すること。 ③ 点検者は身体の露出部を少なくするため軍手、作業服（長袖）を着用する等して危害防止を図ること。	ア 降下は円滑であること。 イ 降下速度は適正であること。 ウ 降下時の衝撃はゆるやかであること。

	格	納	次により確認すること。 (1) 引上げの手順 ① 地上点検者は張設ロープを最大限の長さまで緩め、フックをはずし固定環の蓋をする。 ② 地上点検者は張設ロープのからみ及びもつれをなくし下部支持装置をそれぞれの袋の種類に応じ収納するか、又は下部支持装置の先端のフックに誘導綱を取り付ける。 ③ 上部点検者は地上点検者と協力して袋本体を引き上げる。 ※ 地上点検者は引上げ当初において袋本体が窓や底等の障害物に引っかからないよう誘導綱をもって誘導すること。 ④ 誘導綱は順序よく引き上げ、輪に束ねる。 (2) 格納の手順 ① 取付具のステップをたたむ。 ② 入口金具を手前に引込みたたむ。 ③ 袋本体を上部からつつら折りに折りたたみ、使用時に円滑に展張できるように納める。 ④ 整理された下部支持装置、誘導綱は使用時に容易に取り出せる位置におき、袋本体をバンドで締め付ける。 ⑤ 格納箱を取り付ける。 ※ 点検後の収納に際しては、使用に支障のないよう正常に格納すること。	各部に変形等がなく、円滑に元の状態に復すること。
救助袋 (垂直式救助袋)	器具の取付け等	降下格納	斜降式の下部支持装置及び固定環の項を除き、斜降式の点検方法及び留意事項に準じて確認する。	操作展張、降下、引上げ及び格納について、斜降式の判定方法に準じて判定すること。 ※ 袋を展張したとき、下部出口の地盤面の高さは無荷重の状態で50cm以下であること。